

声かけあい、支えあう、ひがし区民協議会設置要領

(目的・名称)

第1条 東区のまちづくりに関係する団体、学校、企業等の連携を図り、行政との協働により、それぞれの特長を生かしながら地域課題の解決に取り組み、人々のつながりを広げ、深めて、東区の特性を生かしたまちづくりを進めることを目的として、「声かけあい、支えあう、ひがし区民協議会」(以下「区民協議会」という。)を設置する。

(構成団体)

第2条 区民協議会は、東区においてまちづくり活動を行っている団体(以下「まちづくり活動実践団体」という。)、協力団体及び東区役所で構成する。

(1) まちづくり活動実践団体は別表1のとおりとする。

(2) 協力団体は別表2のとおりとし、まちづくり活動実践団体の活動に対し助言を行うとともに、可能な連携・支援を行う。

2 区民協議会の事務局は、東区市民部とする。

(役員)

第3条 区民協議会に会長1名、副会長若干名を置く。

(1) 会長は、東区連合町内会連絡協議会会長とし、区民協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、東区連合町内会連絡協議会副会長とし、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。また、必要に応じ会長が別途複数の者を指名することができる。

(総会)

第4条 区民協議会の総会は年1回開催し、会長が必要と認めたときに臨時で開催できるものとする。

2 総会は、第2条第1項第1号に定めるまちづくり活動実践団体をもって構成し、当団体は総会の議決権を有する。

3 第2条第1項第2号に定める協力団体は、総会に出席して意見を述べることができる。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

5 総会は、前年度の活動報告及び本年度の活動計画案の審議を主たる内容とし、必要に応じて次に掲げる事項を協議する。

(1) 設置要領の制定又は改廃に関する事項

(2) 東区のよりよいまちづくりの実現のために、各団体等が意見を出し合い、オール東区で検討・同意が必要な事項

(3) その他会長が必要と認めた事項

6 総会は、出席したまちづくり活動実践団体の過半数の承認を持つ

て議決するものとする。

(交流会)

第5条 まちづくり活動実践団体と協力団体の情報共有・連携強化を目的として、年1回交流会を開催する。ただし、会長が実施困難であると認めた場合は、この限りではない。

(事業)

第6条 区民協議会は、第1条の目的を実現するため、次に掲げる事業について、まちづくり活動実践団体、協力団体及び東区役所の協働により実施する。

- (1) まちづくり活動実践団体等が主催する事業
- (2) 東区役所又は東区役所を含めた実行委員会等による区全体を対象とする事業
- (3) 地域課題の解決に資する事業
- (4) その他、区民協議会の目的達成のために必要な事業

(事業推進会議)

第7条 前条各号に掲げる事業の実施状況等の情報共有を図るため、必要に応じ、東区連合町内会長会議に合わせて事業推進会議を開催することができる。

2 当会議は、各連合町内会長と、議題に応じて関連するまちづくり活動実践団体等及び東区役所で構成する。

3 当会議の議長は、区民協議会会長がこれに当たる。

4 当会議では、第1項の事項のほか、主に次に掲げる事項を審議する。

- (1) まちづくり活動実践団体等からの報告事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

5 当会議においては、議長が出席者の承認を得て行う方法により決するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、区民協議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年7月2日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年8月5日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年6月30日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年6月24日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年6月26日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年3月24日から実施する。

別表 1

要領第 2 条第 1 項第 1 号 まちづくり活動実践団体

各地区連合町内会（12団体）
自主防災組織・各地区連合町内会防災（火）部 （各地区代表12団体）
札幌市東消防団
東区防火委員会
東区災害防止協力会
札幌市赤十字奉仕団 注（3分団 鉄東、栄西、栄東）
各地区連合町内会防犯部（12団体）
札幌東防犯協会連合会
札幌東地域安全活動推進委員連絡協議会
札幌市東地区暴力追放運動推進協議会
東区青少年育成委員会連絡協議会
札幌東警察署少年補導員協議会
札幌東地区保護司会
札幌東更生保護女性会
札幌市小学校長会東区支部
東区中学校長会
東区PTA連合会
東区民生委員・児童委員協議会
東区社会福祉協議会
東区交通安全運動推進委員会
各地区交通安全運動推進委員会（10団体）
東区交通安全母の会連絡協議会
東区交通安全指導員会
札幌東交通安全協会

別表 2

要領第 2 条第 1 項第 2 号 協力団体

札幌方面東警察署
札幌市東消防署
環境局環境事業部東清掃事務所
水道局給水部北部配水管理課
自衛隊（第18普通科連隊、丘珠駐屯地、苗穂分屯地）
日本郵便(株)丘珠郵便局
日本郵便(株)札幌中央郵便局
東日本電信電話株式会社北海道事業部災害対策室
北海道電力ネットワーク株式会社札幌支店
北海道ガス株式会社
株式会社さっぽろ村ラジオ
東区クリーンさっぽろ衛生推進協議会
東区健康づくり連絡協議会
東区スポーツ推進委員会
東区食育推進ネットワーク
東区食生活改善推進員協議会
タッピーフレンズ